

中山間地域等直接支払制度

第3期対策が始まります

(平成22年度～平成26年度)

高齢農家も参加しやすい制度に見直されます。



— みんなで考える集落の将来 —

平成22年3月
青森県

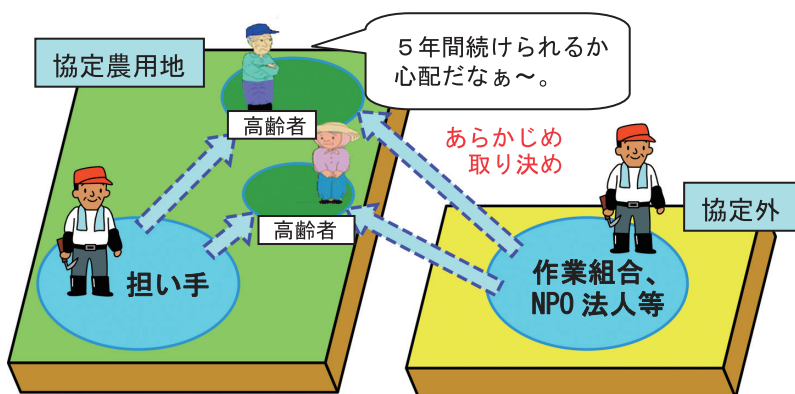
第3期対策（H22～26年度）の見直しポイント

高齢農家も安心して参加できる、より取り組みやすい制度に見直されます。

注）平成22年2月時点の改正予定内容で作成しています。

ポイント1：体制整備単価の交付要件に「集团的サポート型」が新設されます。

5年間以上の農業生産活動を維持する支援体制をあらかじめ取り決め、協定農用地において農業生産活動の継続が困難な農用地が出てきた場合に備える「集团的サポート型」が新設され、高齢農家の方も安心して協定に参加できるようになります。



支援主体（例）

■集落内から

非農業者、農業者等・・・〈集落ぐるみ型〉
認定農業者、担い手等・・・〈担い手型〉

■集落内外から

農業生産法人、集落営農組織等・・・〈組織対応型〉
JA、農地保有合理化法人等・・・〈行政等支援型〉
企業、NPO法人、大学等・・・〈企業等連携型〉
近隣集落・・・〈集落間連携型〉

ポイント2：体制整備単価の交付要件「A要件（2つ以上選択）」が見直されます。

（1）「多様な担い手の確保」（新設）

オーナー制度、市民農園、観光農園、学校等と連携した体験農園の実施面積及び、NPO法人・企業・その他市町村長が地域の農業を担う者として認める者の耕作面積の合計が、協定農用地の5%以上となる場合に該当となります。

○「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」については、面積要件が新たに加わります。

○第2期対策の「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」は廃止されます。

（2）「協定農用地の拡大」（新設）

① 第2期対策からの継続協定が、これまで協定に含まれていなかった対象農用地を取り込み、協定農用地を拡大する場合に該当となります。

② 第3期対策から新たに協定を締結する協定が、既耕作放棄地、小規模高齢化集落の農用地を協定農用地に取り込む場合に該当となります。

（3）「農業生産条件の強化」（新設）

協定参加者が自己施工により行うほ場整備等により、生産条件が向上した対象農用地の面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上となる場合に該当となります。

【対象工種】 ほ場整備（畦畔の造成などの区画整理、簡易な暗渠排水の敷設）、
水路工（コンクリート水路の設置、ポンプ場の新設）、
道路工（農道の拡幅、敷砂利舗装）など



ポイント3 : 「1 ha 未満の小規模団地や飛び地」も対象農用地になります。

これまで対象農用地の要件であった「営農上の一体性」が廃止され、協定農用地として共同取組活動による保全が行われる場合は、1 ha 未満の小規模な団地や飛び地も対象農用地とすることができますようになります。

なお、対象農用地を一団の農用地（1 ha 以上の団地又は複数の団地の合計が1 ha 以上）とすることについては、従来どおりです。

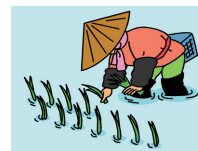
ポイント4 : 「小規模・高齢化集落支援加算」が新設されます。

小規模・高齢化集落（65歳以上の高齢化率50%以上、農家戸数19戸以下）の農用地を協定農用地として取り込んだ場合に、小規模・高齢化集落の農用地面積に応じて加算されます。

【加算単価】 田：4,500円/10a 畑：1,800円/10a

○第2期対策の「耕作放棄地復旧加算」は廃止されます。

注) その他の改正内容や要件などについては、市町村にお問い合わせください。



集落の将来を考え、取組活動についてみんなで話し合いを

新たに第3期対策の協定を締結する必要があります。協定の活動の効果上げるため、協定参加者で話し合いの場を設けて、集落の将来がより良いものとなるよう活動目標や活動内容の意見を出し合い、集落協定に反映させてください。

1 第2期の集落協定の検証 これまでの成果とやり残しの確認

2 集落の現状把握 集落の課題を整理
集落の長所と資源等の再発見

3 何から取り組むか 目標の明確化と取組の順位づけ
どんな暮らし、農業にしていきたいか

4 誰が（役割分担） 非農家や協定外部の人たちとの連携
担い手、女性、高齢者等の人材活用

集落協定の締結

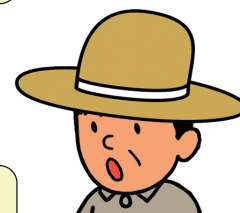
参加者への
周知徹底

5 効果上げるために 毎年度の活動を評価・反省
次年度の活動への反映

みんなで集まって話そうよ！



10年後、どんな集落を目指そうか。



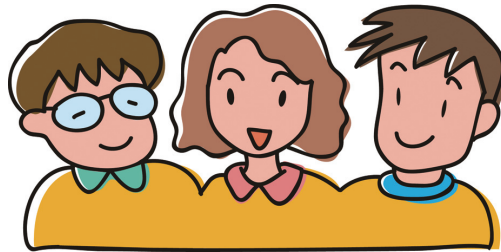
協定運営におけるポイント

☆協定活動を活発にするためにも、しっかりした運営をしましょう！

1. 年に1回は総会を開催しましょう。
2. 活動計画や交付金の使用計画は、毎年度話し合っ、その結果を参加者全員に知らせましょう。
3. 活動実績や決算報告については、参加者に対し十分に説明して、承認を得ましょう。
4. 物事を決めるときの議決の方法（例えば、総会出席者の過半数の賛成が必要など）を決めましょう。
5. 話し合った内容や決定した事項は、必ず「議事録」に残し、保管しましょう。
6. 活動記録（活動日、場所、活動内容、参加者、写真など）、金銭出納簿、領収書、協定認定書は5年間大切に保管してください。

協定認定までのスケジュール(平成22年度)

時 期	内 容
H22 4月	要領等の改正通知(国)
8月まで	各協定で来年度以降の協定農用地や活動内容等を検討し、協定書の内容を決める。
7月	青森県特認基準の設定・市町村への通知
7月末	市町村から県への基本方針提出期限 県で各市町村の基本方針を認定
8月末	各協定が決定した新たな協定書を市町村へ提出する。
9月末	市町村の協定認定期限



この制度に関しては、最寄りの市町村農林担当課または地域県民局地域農林水産部へお問い合わせください。

発 行 青森県農林水産部構造政策課
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 電話 017-734-9534 (直通)